

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。
第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

ハッピーになろう ダイイチフロンティア
☎0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

サービス内容

- ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ
- ②基準価額のご照会
- ③給付金などの請求のお手続き
- ④目標値の変更など、ご契約内容の変更のお手続き



基準価額、運用判定基準値は、電話だけでなく、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。
基準価額は毎日更新されますので、最新の運用情報をご確認いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>



ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。

●「ご契約状況のお知らせ・特別勘定四半期運用レポート」（年4回）

*3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況・特別勘定の運用状況を翌月下旬以降にご郵送します。

●「定額の年金保険への移行のお知らせ」

*目標値を指定してお申し込みされた場合、目標値到達時にご郵送します。

*移行後は「ご契約内容のお知らせ」を年2回ご郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずお読みください。

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約（契約の主体はお客さまと保険会社になります）であり、お客さまからの申し込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店（みずほ銀行）の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

担当者（生命保険募集人）に関するお問合わせは、照会先[第一フロンティア生命03-6863-6211（大代表）]までご連絡ください。

ご確認いただきたい事項

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、死亡給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」）に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「保護機構」によりご契約者の保護の措置^{*1}が図られることとなりますが、この場合でも、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。その補償限度は、破綻時点の保険契約（再保険を除く）のうち、高予定利率契約を除き、責任準備金などの90%^{*2}となっています。（2014年2月現在）
「保護機構」の詳細については、「ご契約のしおり」をお読みいただくか、生命保険契約者保護機構（TEL03-3286-2820・月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時・ホームページアドレス<http://www.seihohogo.jp/>）までお問い合わせください。

※1 生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への保険契約の移転や補償対象保険金の支払いに係る資金援助などにより、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」への保険契約の承継、または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐことなどにより、ご契約者の保護を図ることになっています。

※2 責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金などの支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のことであり、特別勘定の責任準備金は、契約後の運用残高に相当する積立金額と同額となります。補償限度は、責任準備金などの90%であり、保険金額・年金額などの90%が補償されるものではありません。また、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金の10%が削減されるという意味ではありません。例えば破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金の90%と移転費用の合計を上回る場合には、責任準備金の10%未満となる場合もあります。

- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身で申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

募集代理店（みずほ銀行）からのお知らせ

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金・金融債または投資信託ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりませんので元本の保証はありません。
- みずほ銀行がお客さまにご案内します保険商品について、お客さまがお申込みをされてもお申込みをされなくても、みずほ銀行とお客さまとの間の他の銀行取引（ご融資やご預金など）には全く影響はありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによってはみずほ銀行で保険のお申込みをいただけない場合があります。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返還金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

[募集代理店]

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは窓口またはフリーダイヤルへ

☎0120-855-519

（受付時間：月～金／9:00～17:00
12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く）

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10

晴海トリニクスエ ア棟15階

電話(03)6863-6211（大代表）

第一フロンティア生命
第一生命グループ

ハッピーになろう ダイイチフロンティア
お客さまサービスセンター ☎0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

’14年4月版

（登）C25F0226（2014.2.20） 営業F2323-02 ’14年3月作成 リ

第一フロンティア生命の変額個人年金保険

2014年4月版

プレミアタッチM

年金原資保証型変額個人年金保険（12）

大切な資産だから…

✓ できればふやしたい

✓ でも減らしたくない

✓ しかも、ふえたら

早く受け取りたい

**この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする
生命保険であり、預金とは異なります。**

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

この書面は「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。

ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご理解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご理解のうえ、お申し込みください。



[募集代理店]



みずほ銀行

[引受保険会社]



第一フロンティア生命
第一生命グループ

しくみと特徴

STEP1

ご契約時に目標値(110%、120%、130%)を指定します。

・目標値は、基本保険金額に対する解約返還金額の割合です。



目標値を指定せずにご契約いただくこともできます。

STEP2

ご契約から1年経過以後毎日※1、第一フロンティア生命が目標到達状況の判定を行います。

※1 月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)



目標値の判定は、積立金額から解約控除を差し引いた解約返還金額で行います。

STEP3 ①

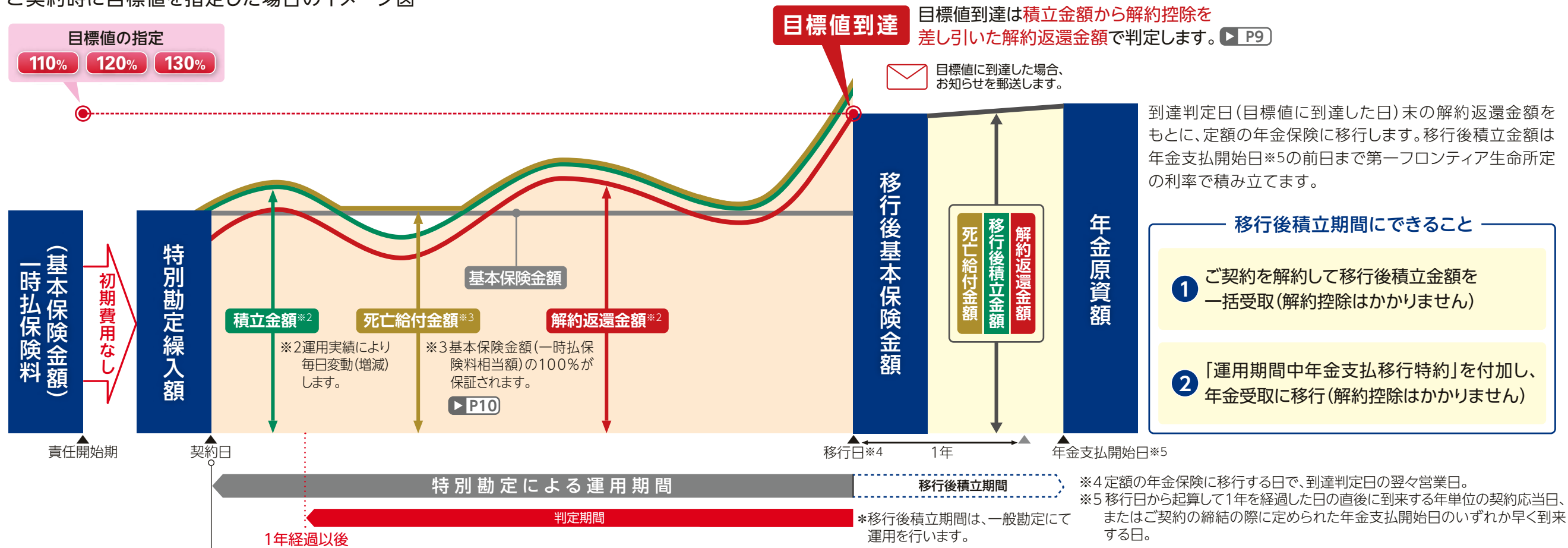
目標値に到達した場合には、自動的に運用成果を確保し、受け取れます。▶ P9

・到達判定日末の解約返還金額をもとに、定額の年金保険に移行します。



○株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。
○到達判定日から移行日前日の解約返還金額は変動(増減)します。

しくみ図(イメージ) ご契約時に目標値を指定した場合のイメージ図



契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して 8日 後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。

契約時の初期費用の負担はありません。



ご注意

特別勘定による運用期間中、以下の費用を負担していただきます。

○保険契約関係費…特別勘定の資産総額に対して年率2.78%

○資産運用関係費…信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して年率0.10%(税抜き)

特別勘定による運用期間中に解約・減額した場合、以下の費用を負担していただきます。

○解約控除…解約・減額した場合、基本保険金額に経過年数別の解約控除率(6.0%～0.6%)を乗じた金額

年金受取期間中、以下の費用を負担していただきます。

○保険契約関係費(年金管理費)…受取年金額に対して0.35%



ご注意

解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

特別勘定による運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります(「運用期間中年金支払移行特約」により年金移行する場合においても、特約年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です)。

投資リスクについて(損失が生じるおそれ)

この保険は、実質的に国内外の株式および債券などで運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

諸費用に関する詳細はP15をご参照ください。

しくみと特徴

STEP1

ご契約時に目標値(110%、120%、130%)を指定します。

・目標値は、基本保険金額に対する解約返還金額の割合です。



目標値を指定せずにご契約いただくこともできます。

STEP2

ご契約から1年経過以後毎日※1、第一フロンティア生命が目標到達状況の判定を行います。

※1 月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)



目標値の判定は、積立金額から解約控除を差し引いた解約返還金額で行います。

STEP3 ②

目標値に到達しなくても、運用期間満了時の年金原資額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

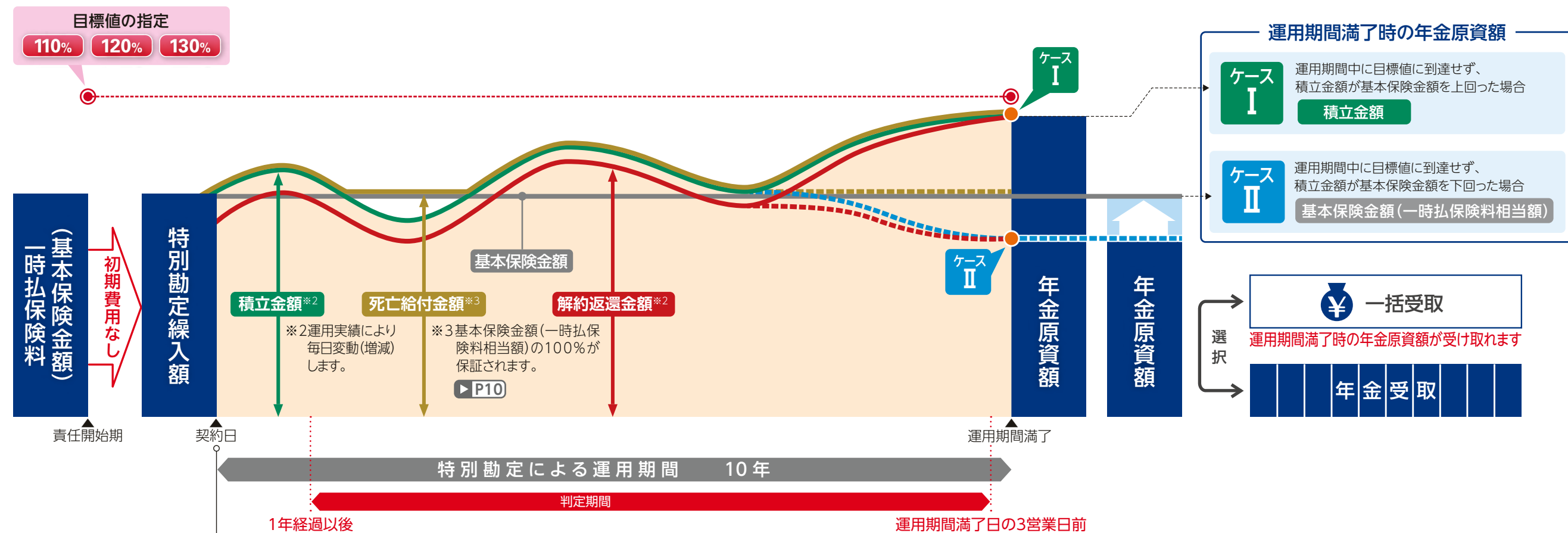


年金原資額として一時払保険料相当額が保証されるのは、運用期間満了時のみとなります。



この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

しくみ図(イメージ) ご契約時に目標値を指定した場合のイメージ図



契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。[第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して 8日 後となる日]または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。

契約時の初期費用の負担はありません。



ご注意

特別勘定による運用期間中、以下の費用を負担していただきます。

- 保険契約関係費…特別勘定の資産総額に対して年率2.78%
- 資産運用関係費…信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して年率0.10%(税抜き)

特別勘定による運用期間中に解約・減額した場合、以下の費用を負担していただきます。

- 解約控除…解約・減額した場合、基本保険金額に経過年数別の解約控除率(6.0%～0.6%)を乗じた金額

年金受取期間中、以下の費用を負担していただきます。

- 保険契約関係費(年金管理費)…受取年金額に対して0.35%



ご注意

解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

特別勘定による運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。[「運用期間中年金支払移行特約」により年金移行する場合においても、特約年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。]

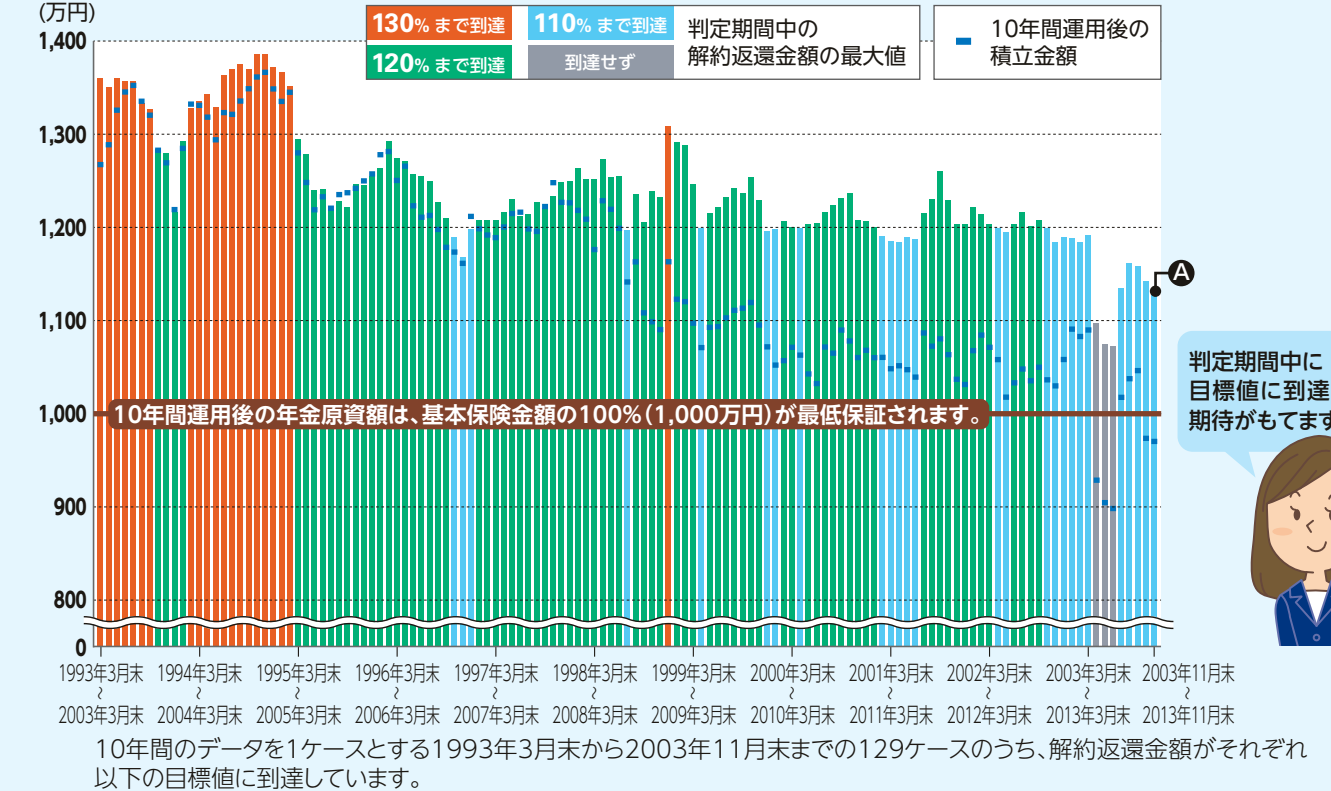
投資リスクについて(損失が生じるおそれ)

この保険は、実質的に国内外の株式および債券などで運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

諸費用に関する詳細はP15をご参照ください。

参考1

判定期間中の解約返還金額の最大値シミュレーション 保険契約関係費・資産運用関係費控除後、課税前 保険料1,000万円を特別勘定と同じ方法に従い、1993年3月末から2003年11月末までに運用開始し、10年間運用した場合。



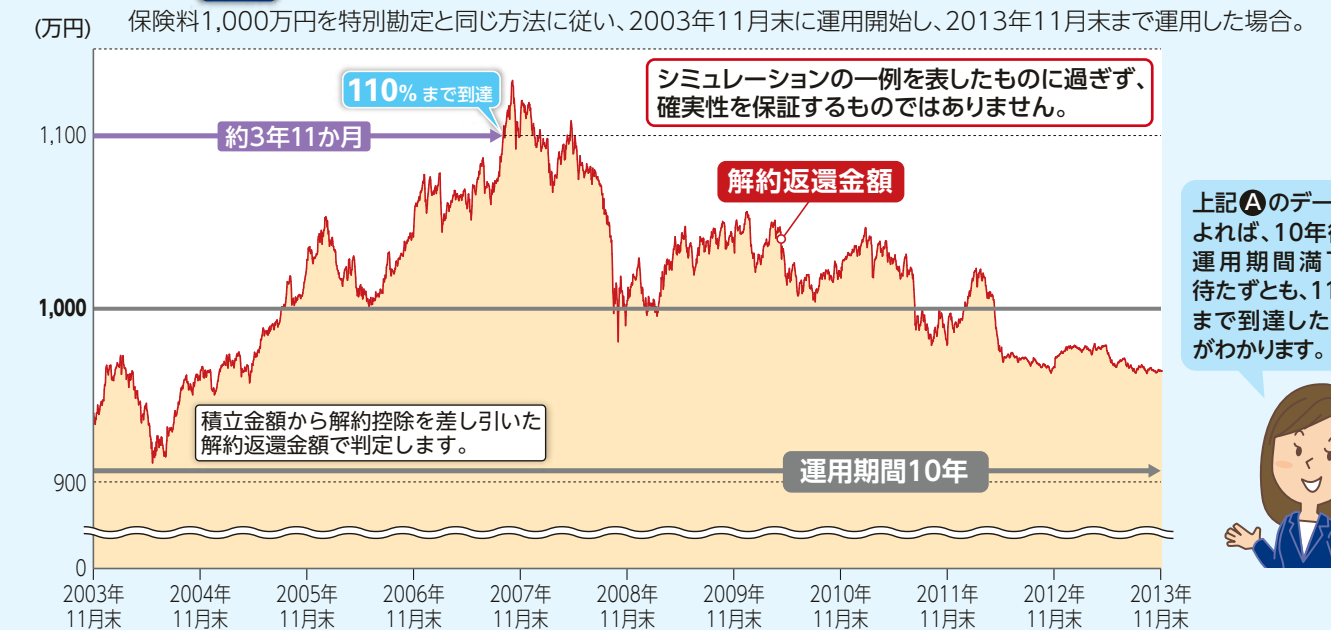
目標値	110%	120%	130%
目標値に到達したケース数	126/129 (約97%)	100/129 (約77%)	21/129 (約16%)



目標値に到達したケース数は、確実性を保証するものではありません。

参考2

解約返還金額と目標値到達期間のシミュレーション 保険契約関係費・資産運用関係費控除後、課税前 (上記 参考1 の A (2003年11月末～2013年11月末) のケース)



ご注意

・参考1および参考2は、目標値に到達した後も引き続き特別勘定による運用を継続したものととして、事後的に試算し検証したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したものではありません。また将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
・資産運用関係費にかかる消費税について、最新データである2013年11月末時点の税率(一律5%)で計算しています。

判定期間中に目標値に到達する期待がもてますね。



上記Aのデータによれば、10年後の運用期間満了を待たずとも、110%まで到達したことがわかります。



特別勘定

特別勘定の投資方針	実質的に国内外の株式および債券などを主要投資対象とする投資信託に投資し、資産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。	資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、 年率0.10% (税抜き) の1/365を毎日控除します。
		運用会社	DIAMアセットマネジメント株式会社

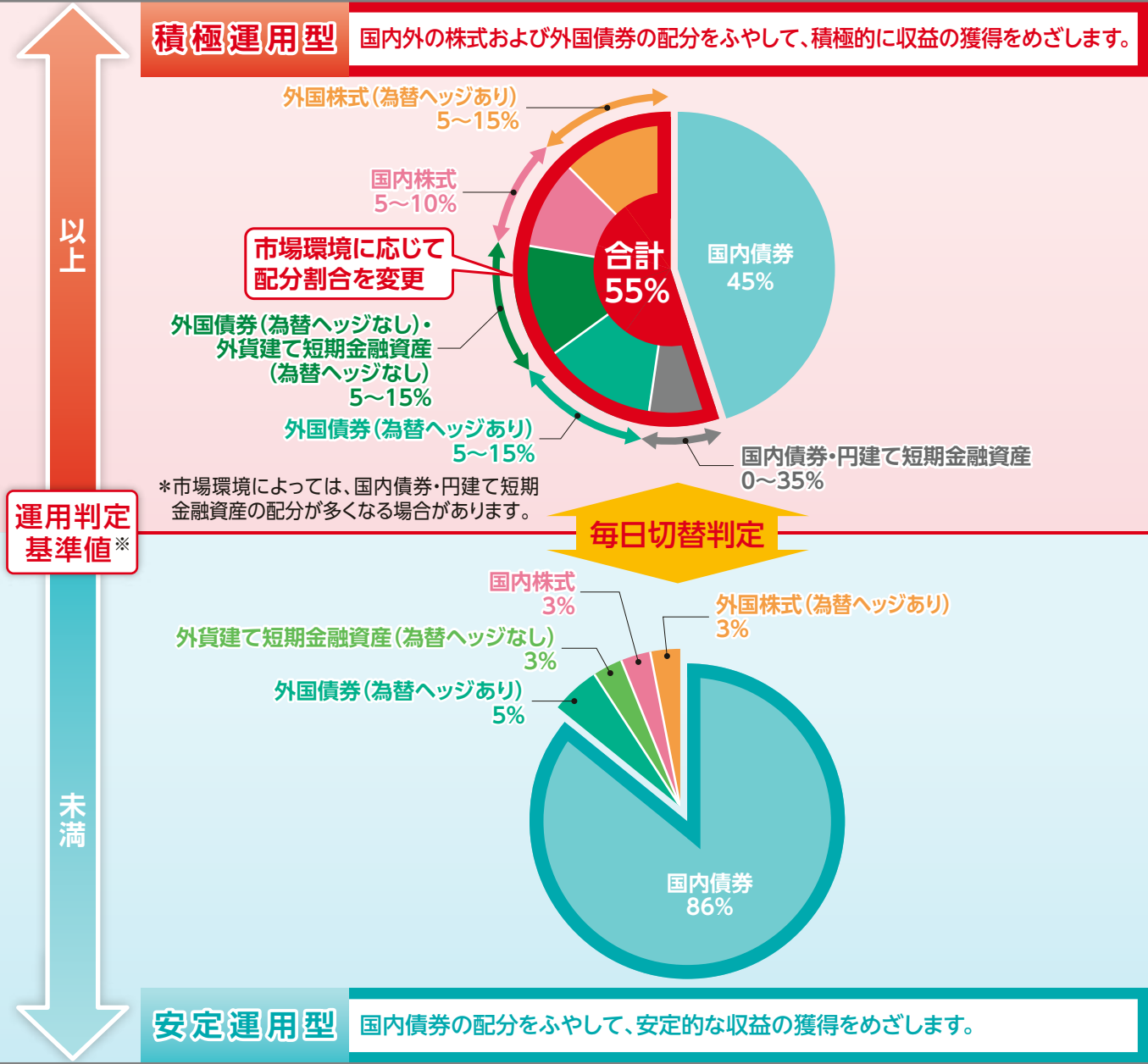
申込期間	特別勘定名称	主な投資対象となる投資信託の名称
2014年 4月1日～2014年 6月30日	世界資産バランス型(1406)	DIAM世界アセットバランスファンド8VA(1406) (適格機関投資家限定)
2014年 7月1日～2014年 9月30日	世界資産バランス型(1409)	DIAM世界アセットバランスファンド8VA(1409) (適格機関投資家限定)
2014年10月1日～2014年12月31日	世界資産バランス型(1412)	DIAM世界アセットバランスファンド8VA(1412) (適格機関投資家限定)
2015年 1月1日～2015年 3月31日	世界資産バランス型(1503)	DIAM世界アセットバランスファンド8VA(1503) (適格機関投資家限定)

*特別勘定および主な投資対象となる投資信託の名称末尾の4桁の数字は、申込期間に応じた年月を反映します。

運用状況に応じた資産配分割合の自動切替について

- この特別勘定の主な投資対象となる投資信託の資産配分割合は、2つの型があります。
- 上記申込期間中は **積極運用型** の資産配分割合で運用します。以後、特別勘定の基準価額が運用判定基準値※以上となる場合は、**積極運用型** で運用し、そうでない場合は **安定運用型** で運用します。

*詳しくは、「特別勘定のしおり」をお読みください。



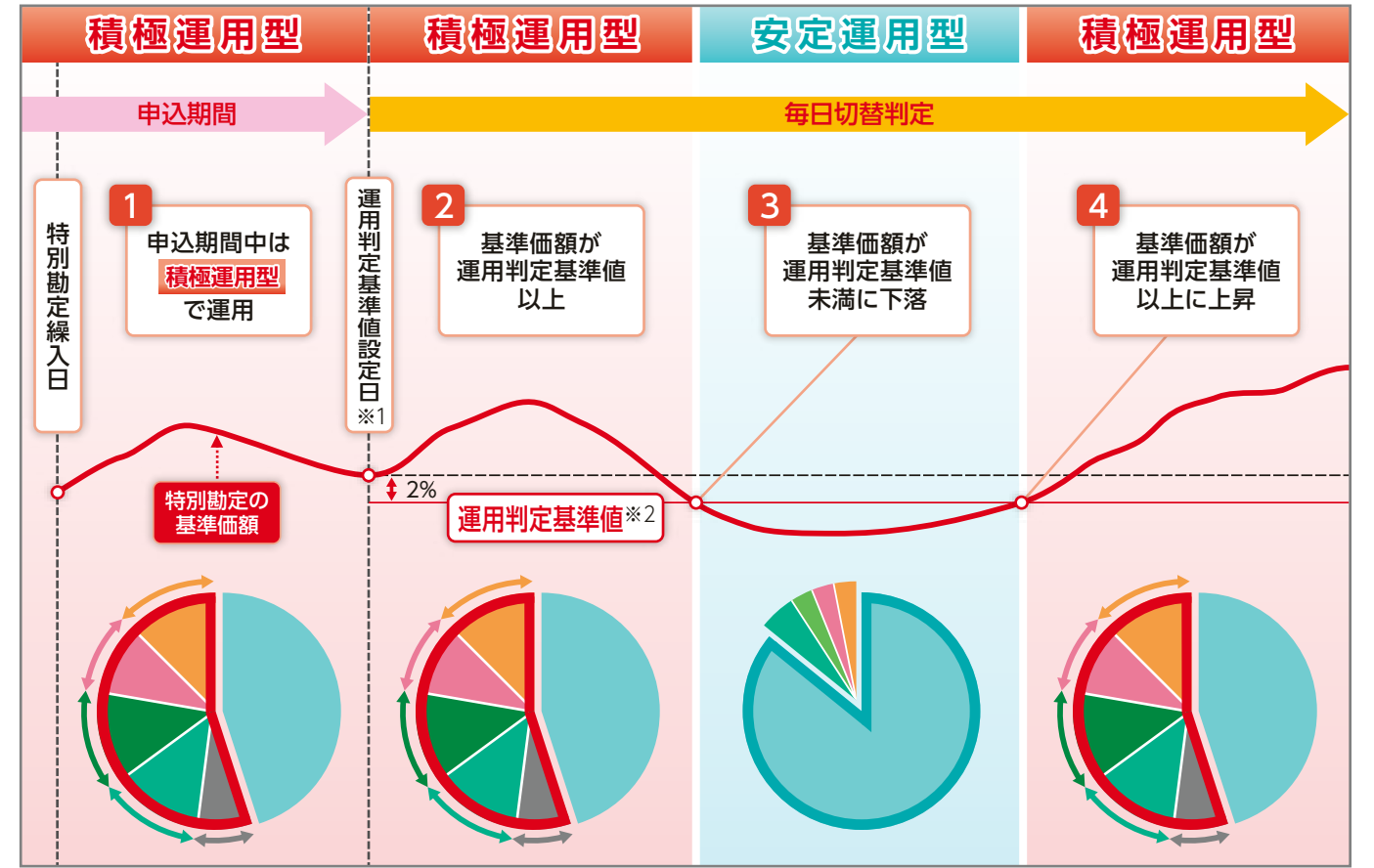
※特別勘定の申込期間最終日(3月末、6月末、9月末、12月末)の基準価額から2%を差し引いた値。
※資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

この保険では、資産運用の実績が、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの変動(増減)につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行います。そのため、特別勘定を設定し、他の資産とは独立した運用体制と運用方針に基づき運用します。

各資産クラスの組入対象は以下のとおりです。			
資産クラス	投資対象	資産クラス	投資対象
外国株式(為替ヘッジあり)	S&P 500種指数(配当込み) S&P BRIC40指数(配当込み)	外貨建て短期金融資産(為替ヘッジなし)	米ドル建て短期金融資産 豪ドル建て短期金融資産
国内株式	東証株価指数(TOPIX、配当込み)	円建て短期金融資産	円建て短期金融資産
外国債券(為替ヘッジなし)	SGI米ドル建て債券価格5年インデックス SGIカナダドル建て債券価格5年インデックス SGI豪ドル建て債券価格5年インデックス	国内債券	円建て10年満期割引債券
外国債券(為替ヘッジあり)	SGI米ドル建て債券価格2年インデックス(為替ヘッジあり) SGI米ドル建て債券価格5年インデックス(為替ヘッジあり)		

*指数についての詳細および注意事項は「特別勘定のしおり」をお読みください。

運用状況に応じた資産配分割合の自動切替イメージ



※1 特別勘定の申込期間最終日(3月末、6月末、9月末、12月末)。翌日から運用状況に応じて資産配分割合の自動切替を行います。
※2 運用判定基準値設定日の特別勘定の基準価額から2%を差し引いた値。
※積極運用型と安定運用型の切替は、第一フロンティア生命がホームページ上で公表する特別勘定の基準価額をもとに判定します。

○上記イメージは運用状況に応じた資産配分割合の自動切替の概略を示したもので、実際の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

○運用状況によっては資産配分割合の切替が一度も行われない場合があります。

○上記イメージは運用判定基準値設定日の直後から、基準価額が上昇した場合のイメージですが、運用判定基準値設定日の翌日以降、基準価額が下落し、運用状況によっては、運用判定基準値設定日直後から安定運用型の資産配分割合となる場合もあります。

○資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

《投資信託の運用会社》DIAMアセットマネジメント株式会社
DIAMアセットマネジメントは1999年に第一ライフ投信投資顧問、興銀NWアセットマネジメント、日本興業投信の3社が合併して設立された運用会社です。運用力の強化、グローバルな情報収集・投資戦略を計画・実行するため、100%出資による子会社をロンドン、ニューヨーク、シンガポール、香港に有し、世界的視野に立った調査・運用体制を実現しています。

特別勘定での資産運用においては主に投資信託に投資しますので、その投資においては投資リスクを負うことになります。主な投資リスクについては、P14をご参照ください。

1 引受保険会社の商号と住所などは以下のとおりです

商号 第一フロンティア生命保険株式会社
住所 〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10 晴海トリトンスクエアX棟15階
電話 03-6863-6211(大代表)
ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

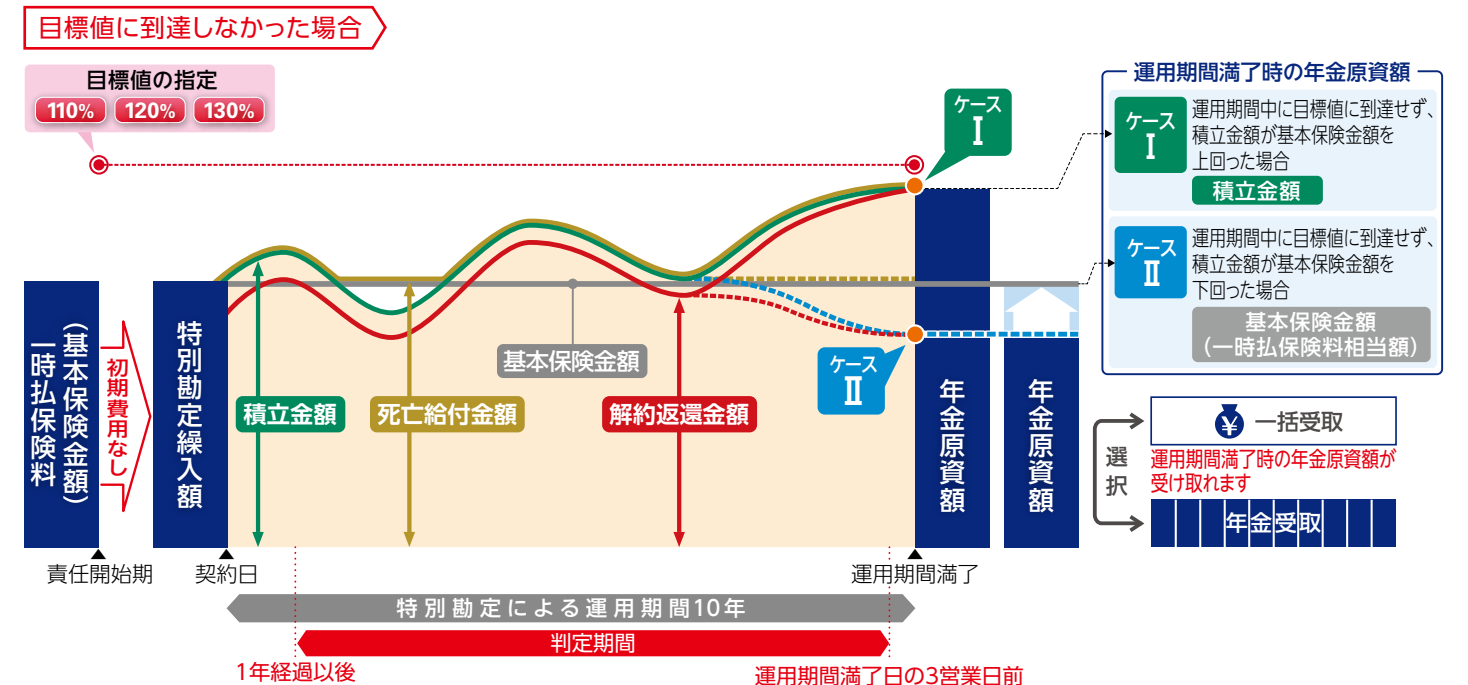
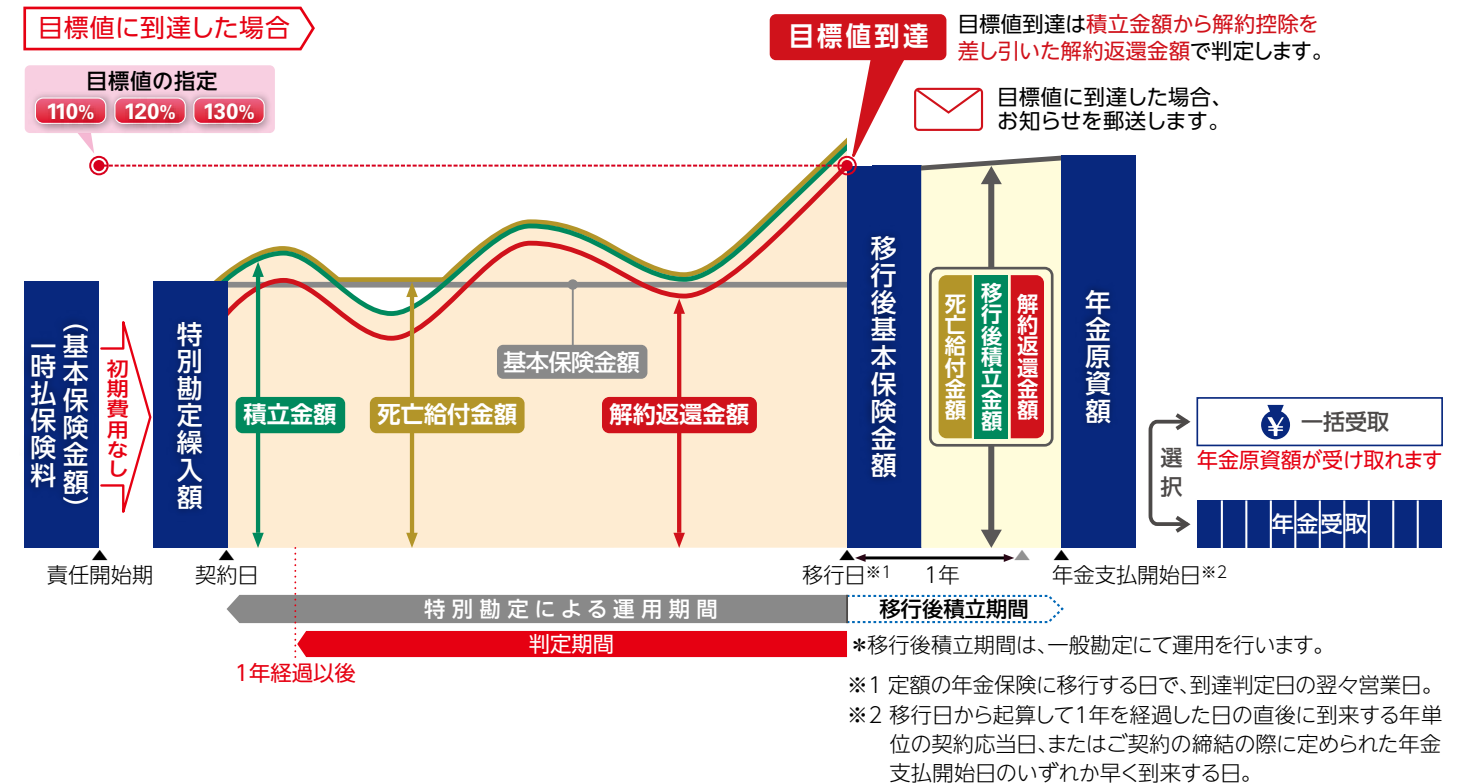
2 この保険のポイントは以下のとおりです

- この保険は、**つぎのいずれか大きい金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定める**しくみの保険料一時払方式の変額年金保険です。資産は特別勘定で運用されます。
 - ・年金支払開始日の前日末の**積立金額**
 - ・年金支払開始日の前日末の**基本保険金額**
- 死亡給付金額および年金原資額は基本保険金額が最低保証されます。ただし、**年金原資額として基本保険金額(一時払保険料相当額)が保証されるのは、運用期間満了時のみとなります。**
- ご契約時に**目標値※**を指定することにより、判定期間中に目標値に到達した場合、到達した日(到達判定日)の翌々営業日(移行日)に定額の年金保険に移行します。
 - ※ 目標値は「契約時の基本保険金額」に対する「解約返還金額」の割合で、ご契約の際に110%、120%および130%の中からご指定いただきます。なお、ご契約の際に目標値を指定しないこともできます。
- 年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りも選択できます。

<この保険のリスク>

- 特別勘定による運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります(「運用期間中年金支払移行特約」により年金移行する場合においても、特約年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です)。
- この保険は、**実質的に国内外の株式および債券などで運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながる**ことから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は**一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

3 この保険のしくみ図は以下のとおりです



*上記のしくみ図は、ご契約時に目標値を指定した場合のイメージを表したもので、将来の死亡給付金額や積立金額などを保証するものではありません。

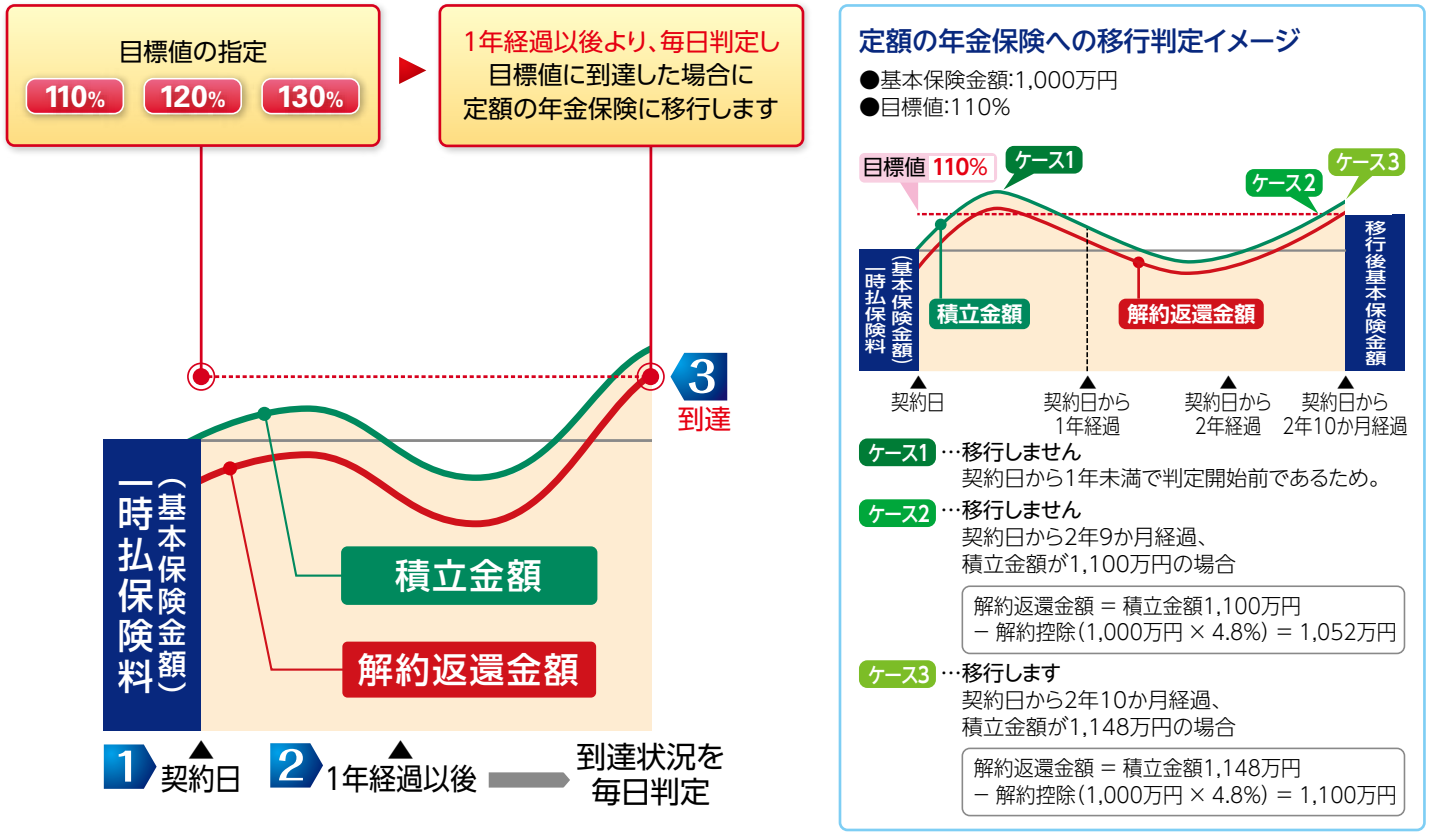
*積立金額および解約返還金額は、運用実績により毎日変動(増減)します。

*死亡給付金額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が保証されます。

*契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

4 ご契約時に目標値を指定し、目標値に到達した場合に定額の年金保険に移行します

目標値に到達した場合、定額の年金保険に移行して、早期に運用成果を確保します。



1 運用の目標値を指定 110% 120% 130%
ご契約時に運用の目標値を指定していただきます。目標値は、基本保険金額に対する解約返還金額の割合で、110%・120%・130%の中から指定していただきます。なお、目標値を指定しないで運用期間満了まで特別勘定での運用を継続いただくこともできます。
目標値は、目標値に到達する前であれば、ご契約後に変更することができます。

2 契約日から1年経過以後より、第一フロンティア生命が目標到達状況を毎日判定
到達状況は、契約日から1年経過以後より運用期間満了日の3営業日前まで、第一フロンティア生命が毎日(祝日、年末・年始などの休日を除く月曜日～金曜日)判定を行います。

3 判定時に目標値に到達していた場合

- 目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(移行日)に、到達判定日末の解約返還金額を移行後基本保険金額とする定額の年金保険に移行します。なお、到達判定日から移行日前日の解約返還金額は変動(増減)します。
- 移行後基本保険金額は、年金支払開始日の前日までの期間(移行後積立期間)、第一フロンティア生命所定の利率で積み立てます(積み立てられる金額を移行後積立金額といいます)。
- 年金支払開始日は、移行日から起算して1年を経過した日の直後に到来する年単位の契約応当日、またはご契約の締結の際に定められた年金支払開始日のいずれか早く到来する日となります。
- 年金支払開始日の前日における移行後積立金額を年金原資額とし、年金原資額の一括受取または年金受取ができます。
*解約・減額、および年金原資額の一括受取の税務のお取り扱いにつきましては、契約日から年数により異なります(なお、5年以内の場合は源泉分離課税の対象として、源泉徴収されます)。詳しくはP19をお読みください。
- 移行後積立期間には、ご契約を解約して移行後積立金額をお受取りいただくこともできます。また、「運用期間中年金支払移行特約」を付加することで、その時点の移行後積立金額を特約年金原資額として、年金受取を開始することもできます(いずれも解約控除はかかりません)。

5 この保険では、年金または死亡給付金をお支払いします

年金

年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

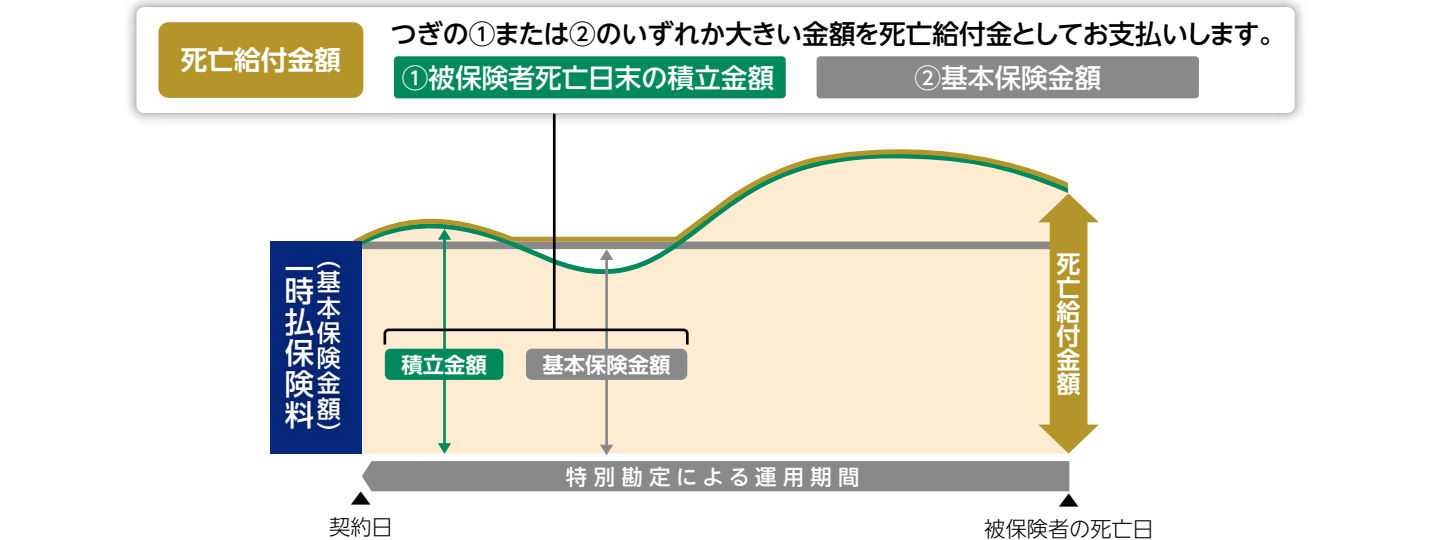
確定年金	年金受取開始年齢※
・年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。 年金受取 ・年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。	10歳～90歳

一括受取(年金原資額の一時支払)	
一括受取	年金原資額を一括受取することができます。 *ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。

※年金支払開始日における被保険者の満年齢です。
注1 年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
注2 年金額が30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。
注3 年金のお受取りにかえて、年金受取期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます(未払年金の一括払)。
注4 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます(年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります)。

死亡給付金

被保険者が、特別勘定による運用期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日末における積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。



■定額の年金保険への移行後、被保険者が移行後積立期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における移行後積立金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。
■年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。年金支払開始日の繰延べについての詳細は、P13⑩をご参照ください。
*責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、死亡給付金をお支払いできない場合があります。詳しくはP17④および「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

6 運用期間、契約年齢、保険料の払込方法などは、以下のとおりのお取扱いとなります

基本保険金額（一時払保険料）		200万円以上5億円以下（1万円単位） *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。
運用期間		10年
契約年齢		0歳～80歳（契約日における被保険者の満年齢）
年金受取人		ご契約者または被保険者から指定
死亡給付金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定
後継年金受取人		被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。
年金受取期間の変更		年金支払開始日前に限り、年金受取期間（回数）の変更を取り扱います。
年金支払開始日の変更		・年金支払開始日の繰延べを取り扱います。 ・「運用期間中年金支払移行特約」の付加により、契約日から1年経過以後、任意の時期からの年金受取開始を取り扱います。
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日）を解約返還金計算日とし、その日末の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が200万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。
契約者貸付		取り扱いません。

7 この保険には付加できる特約があります

死亡給付金等の年金払特約	・死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ・ご契約時に付加できます。また、年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、ご契約者からのお申出により付加できます。 ・特約年金の受取回数は、所定の回数（5回～40回（5回きざみ））から選択いただけます。
運用期間中年金支払移行特約	・運用期間中に年金支払に移行することができます。 ・契約日から起算して1年以上経過している場合で年金支払開始日前に限り、ご契約者からのお申出により付加できます。 ・特約年金の種類は、主契約の年金の種類と同様です。【P10 ⑤】をご参照ください。 ・特約年金原資額は、特約年金支払開始日の前日末の解約返還金額となります（解約控除適用後の解約返還金額が特約年金原資額となります）。 ・定額の年金保険への移行後に年金支払に移行する場合の特約年金原資額は、特約年金支払開始日の前日の移行後積立金額となります（解約控除はかかりません）。

注1 特約年金額は、「死亡給付金等の年金払特約」の場合は死亡給付金額、「運用期間中年金支払移行特約」の場合は特約年金支払開始日の前日末の解約返還金額または移行後積立金額（定額の年金保険への移行後）をもとに、特約年金受取開始時点の基礎率など（予定利率など）に基づいて算出されますので、特約年金支払開始日まで確定しません。

注2 特約年金受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受取りにかえて、特約年金の未払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。

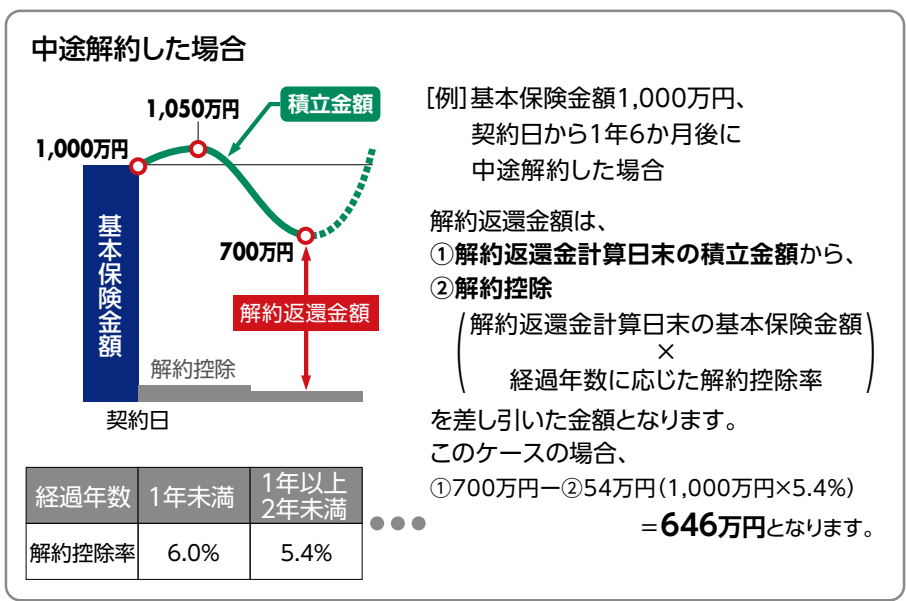
注3 「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、特約年金額の最低額は受取人一人あたり30万円で、これに満たない場合は、特約年金にかえて一時金にてお支払いします。また、特約年金の受取回数は、支払事由発生前に限り変更することができます。なお、特約年金受取人が複数名の場合の受取回数については受取人全員が同一となりますが、支払事由発生後において一部の受取人の特約年金額が30万円に満たない場合は、その受取回数を変更することができます。

注4 特約年金額が30万円に満たない場合は、「運用期間中年金支払移行特約」の付加は取り扱いません。

8 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません

9 解約返還金額は一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額は、特別勘定の運用実績により変動（増減）します。
- 基本保険金額（減額の場合は減額する部分の基本保険金額）に経過年数に応じた解約控除率を乗じた金額（解約控除）が差し引かれます。



10 年金支払開始日を繰り延べることができます

- 年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。
- 繰延べ期間は最長1年かつ繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- 繰延べ前の年金原資額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日までの期間（繰延べ期間）中、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます（繰延べ後積立金額）。
- 繰延べ期間中の減額のお取扱いはありません。
- 繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金受取開始時点の基礎率など（予定利率など）に基づいて算出されます。

11 特別勘定の概要とその投資リスクは以下のとおりです

- 特別勘定は、以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。詳しくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

特別勘定の名称:世界資産 バランス型 (YYMM) ※	
主な投資対象となる投資信託の名称	DIAM世界アセットバランスファンド8VA (YYMM) (適格機関投資家限定) ※ (運用会社:DIAMアセットマネジメント株式会社)
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、 年率0.10% (税抜き) の1/365を毎日控除します。
特別勘定の投資方針	実質的に国内外の株式および債券などを主要投資対象とする投資信託に投資し、資産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

※ 特別勘定および主な投資対象となる投資信託の名称末尾の4桁の数字は、申込期間に応じた年月を反映します。▶ P5

この保険では、特別勘定をグループ化し、特別勘定群として設定しています。さらに各特別勘定およびその投資対象となる投資信託は、3か月の申込期間に応じて年間4本設定されます。なお、「プレミアタッチM」に設定されている特別勘定群は、世界資産 バランス型 (YYMM) のみで構成され、「プレミアタッチM」をお申し込みされた際は、特別勘定群A14型を指定されたものとします。他の特別勘定群および特別勘定の詳細については、第一フロンティア生命ホームページ (<http://www.d-frontier-life.co.jp/>) の閲覧またはお客さまサービスセンター【裏表紙をご参照ください】への照会により、ご確認ください。

■ この保険の投資リスクの詳細は次のとおりです。

株価変動リスク	株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株式の価格は大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、特別勘定の基準価額の下落要因となる可能性があります。さらに、新興国株式に投資する場合、先進国株式に比べ株価変動リスクが大きくなる傾向があります。
金利変動リスク	金利変動を受けて債券の価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。この特別勘定では、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により特別勘定の基準価額の下落要因となる可能性があります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落 (円高) した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
信用リスク	株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。また、投資対象となる投資信託はオプション取引を行います。そのため、オプション取引の相手先が債務不履行または支払不能に陥った場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
資産配分リスク	当特別勘定が主な投資対象とする投資信託では、一定の条件に従って資産配分割合の変更を行います。収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数またはすべての資産価値が下落する場合には、当特別勘定の基準価額が下落する要因となる可能性があります。

- 特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法については将来変更することがあります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

12 お客さまに負担していただく諸費用があります

費用の詳細については、次ページ以降をご参照ください。



お客さまに負担していただく諸費用について

この保険にかかる費用は、特別勘定による運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。

特別勘定による運用期間中

すべてのご契約者に負担していただく費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 死亡給付金・年金原資の 最低保証や ご契約の締結・維持などに 必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.78%	左記の年率の1/365を 積立金から毎日控除します。
資産運用関係費 ※ 運用にかかわる費用として、 投資対象となる投資信託に かかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の 純資産総額に対して 年率 0.10%(税抜き)	左記の年率の1/365を 投資信託の 信託財産から毎日控除します。

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率の変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2014年2月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

特定のご契約者に負担していただく費用

項 目	費 用	時 期
解約控除 解約・減額または 「運用期間中年金支払 移行特約」を付加した場合に かかる費用です。	基本保険金額(減額の場合は 減額する部分の基本保険金額)に 経過年数別の解約控除率を 乗じた金額	解約・減額または 「運用期間中年金支払 移行特約」を付加した時に 積立金から控除します。

解約返還金額の計算方法

解約返還金計算日末の積立金額 - 解約返還金計算日末の基本保険金額 × 解約控除率(下表参照)

解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%

年金受取期間中

年金支払開始日以後に負担していただく費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 (年金管理費) ※ 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 0.35%	年金支払開始日以後、 年金支払日に控除します。

※年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2014年2月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

参考 各費用の具体例(円未満切上げ)

■特別勘定による運用期間中

特別勘定、および投資信託の純資産総額が約1,000万円とした時の概算値	
〈保険契約関係費〉 1,000万円×2.78%×(1/365)=約762円(日額)	〈資産運用関係費〉 1,000万円×0.10%×(1/365)=約28円(日額)(税抜き)

■年金受取期間中

受取年金額が100万円の場合
〈保険契約関係費(年金管理費)〉 100万円×0.35%=3,500円



解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

特別勘定による運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります(「運用期間中年金支払移行特約」により年金移行する場合においても、特約年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です)。



投資リスクについて(損失が生じるおそれ)

- この保険の積立金は、特別勘定で運用・管理されます。特別勘定は、実質的に国内外の株式および債券などで運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などが基準価額の下落要因となります。
- 基準価額の下落は直接、積立金額、解約返還金額などに反映されるため、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分にご確認ください。

1 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

- お申込者またはご契約者は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内(土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます)**であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)をすることができます。
- お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、郵便により第一フロンティア生命あてに送付してください。
 <送り先>〒104-8691 日本郵便株式会社 晴海郵便局 郵便私書箱第510号
 第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター
- お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額をお申込者などに全額お返しいたします。
- ご契約の内容変更(特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などはできません。
- クーリング・オフ制度の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度」をお読みください。

2 告知は不要です

この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

3 保障の開始(保障の責任開始期)、契約日および特別勘定による運用の開始日は以下のとおりとなります

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が**一時払保険料を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます。**
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険の**契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。**
- 第一フロンティア生命は、**第一フロンティア生命の責任が開始される日(一時払保険料を受け取った日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します**(保有口数の算出日は第一フロンティア生命が特別勘定に繰り入れる日となります)。

保険料を銀行などからの借入金で調達した場合、運用実績によっては解約返還金などが借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入を前提としたお申込みはお取り扱いできません。

4 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して**3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど**)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(**ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど**)
- 死亡給付金の**不法取得目的**によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺**によるものとしてご契約が取消しとなった場合

5 解約返還金額が増加または減少することがあります

解約返還金額の計算方法など詳細はP15をご参照ください。

6 第一フロンティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、**契約条件が変更されることがあります**。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820
 受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

7 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、**いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません**。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

8 特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することがあります

- ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。
- 特別勘定の廃止に伴う積立金の移転をするときには、その廃止日(移転日)の2か月前までに、ご契約者にその旨お知らせします。

9 お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、その期間(以下「取引停止期間」といいます)中、以下のとおり取り扱います。
- 保険契約のお申込みまたは「運用期間中年金支払移行特約」付加のお申込みについては、取引停止期間中は受付を行いません。すでにお申込みを受け付けていた場合でも、そのお申込みはなかったものとして取り扱います。なお、その特別勘定資産の売買が再開された日から受付を開始します。
- 解約または基本保険金額の減額については、取引停止期間中もお申出の受付を行います。ただし、その特別勘定資産の売買が再開された日の翌営業日に解約(基本保険金額の減額の場合は減額)されるものとします(解約または減額が延期されます)。この場合、その解約(減額)される日を解約返還金計算日とします。なお、その特別勘定資産の売買が再開された日までに、ご契約者よりお手続きの中止のお申出があった場合は、その請求がなかったものとして取り扱います。
- 目標値の指定もしくは変更または指定の撤回(以下「目標値の指定など」といいます)については、取引停止期間中もお申出の受付を行います。ただし、その特別勘定資産の売買が再開された日の翌営業日に目標値の指定などが行われるものとします(目標値の指定などのお手続きが延期されます)。なお、その特別勘定資産の売買が再開された日までに、ご契約者よりお手続きの中止のお申出があった場合は、その請求がなかったものとして取り扱います。
- お手続きの停止、延期および取消しを行う場合、第一フロンティア生命の弊社および各募集代理店において掲示を行うとともに、第一フロンティア生命ホームページ(<http://www.d-frontier-life.co.jp/>)にてお知らせします。

10 税務のお取扱いは以下のとおりです

ここに記載の税務のお取扱いは2014年2月現在のもので、法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。つぎの記載内容は、これを加味しています。

■ ご契約時

お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

*契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。
--------------	---

■ 運用期間中

契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※1)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算の上、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

■ 年金受取期間中

契約日から5年以内の一括受取	契約日から5年超の一括受取
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
所得税(雑所得※2)+住民税	所得税(一時所得※1)+住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

※1 一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の課税対象額 = $\left(\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{(受取額)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{必要経費} \\ \text{(払込保険料)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{特別控除} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$

※2 ご契約者と年金受取人が別人の場合(「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます)、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

11 この保険にかかわる指定紛争解決機関は社団法人生命保険協会です

- 社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

12 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入していればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

13 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター

ハッピーになろう ダイイチフロンティア
☎ 0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)
9:00～17:00